

吹田市立総合福祉会館条例施行規則の一部改正骨子案

1 趣旨及び概要

総合福祉会館の貸室（以下「施設」といいます。）の使用許可申請手続の利便性向上のため、公共施設ウェブ予約システム（以下「システム」といいます。）を導入するに当たり、施設の使用許可申請におけるシステムの役割、システムによる手続を行うべき期間等について定めることで、システムを効果的に運用し、利用者サービスの向上を図ります。

2 改正内容

- (1) 施設を専用使用しようとする人は、施設窓口での使用許可申請書の提出の前に、システムによる申込みが必要となります。使用許可を受けた後に使用日時、使用施設又は使用目的の変更を行う場合も同様です。なお、システムの利用に当たっては、事前に手続が必要です。
- (2) システムによる施設の申込み期間は、次のとおりです。
 - ア 抽選申込み
使用しようとする日の2月前の日の属する月の25日から末日まで
 - イ 先着申込み
使用しようとする日の1月前の日の属する月の2日の正午（1月の場合は、5日の正午）から使用しようとする日の当日まで
- (3) システムによる申込みをした人（抽選申込みの場合は、抽選に当選した人）は、次の期間内に施設窓口で使用許可申請書を提出する必要があります。
 - ア 抽選申込み
使用しようとする日の1月前の日の属する月の1日の正午（1月の場合は、4日の正午）から8日（1月の場合は、11日）まで
 - イ 先着申込み
システムによる申込みをした日から8日間
- (4) 上記(3)の期間内に使用許可申請書の提出がなかった場合は、システムによる申込みはなかったものとみなされます。
- (5) 上記(1)に伴い、使用許可を受けた後の使用日時、使用施設又は使用目的の変更は、新たな申請として、システムによる申込みが必要となります。
- (6) 上記(5)に伴い、使用許可を受けた後の使用内容の変更は、使用日時、使用施設及び使用目的以外の内容（使用附属設備、使用人数等）に限って、可能とします。

3 施行予定

令和5年（2023年）3月中の施行を予定しています。